

## 《中津川市障害者総合支援協議会 専門部会》 「子ども支援部会」の設置について

### 1 設置する経緯

令和3年度、「医療的ケア児支援のための協議の場」として、中津川市障害者総合支援協議会の専門部会に位置づけ、「医療的ケア児等支援部会」の設置について同協議会で承認された。

しかし、中津川市障がい者福祉計画では、医療的ケア児や重症心身障がい児を含む障がい児全般の支援体制の整備を図ることを目的としていることから、専門部会の名称を「医療的ケア児等支援部会」から「子ども支援部会」に変更し、当準備会を経て、令和4年度第1回中津川市障害者総合支援協議会において新たに設置する。

### 2 設置の目的

障がい児、特に医療的ケア児と重症心身障がい児及びその家族に対する支援が、出生期から就園期、就学期、成人期へと続くライフステージごとに適切なサービスを受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、各支援機関等が互いに連携し、支援の充実と提供を図るための検討を行う。

### 3 検討の内容

- ・各支援機関等の相互の課題や情報の共有
- ・各支援機関等の連携の強化
- ・支援サービスの充実に関する事項
- ・その他医療的ケア児と重症心身障がい児及びその家族の支援に必要な事項

### 4 部会の構成

以下の機関により構成する。

なお、部会長及び任期は設けない。

(福祉事業所)	基幹相談支援センター（障害者地域支援センター結） 障害児相談支援事業所（発達支援センターつくしんぼ）
(行政)	健康医療課、子ども家庭課、学校教育課、幼児教育課 市民病院、社会福祉課

### 5 会議

- ・会議は随時（年1回～2回）開催する。
- ・会議の招集、進行は事務局が行う。
- ・必要があるときは、構成機関以外の出席を求め、説明または意見を聞く。

### 6 事務局

中津川市障害者総合支援協議会の事務局（社会福祉課）とする。